



# 共生型福祉施設について

---

共生型交流エリア

地域生活支援拠点等・児童発達支援センター

# 共生型交流エリア



# エリアとしての取り組み

- 様々な世代や属性の方が集まることのできる「場」が同じエリアにあることの強みを生かし、顔の見える関係・連携づくりや協同した取り組みなどを通じた相乗効果を生み出すことを期待し、「協議会」を設置
  - ⇒障がいの有無や年代にかかわらず、文化スポーツなどを通じて市民が交流できるイベントや事業（「場」の創出）を進めていく

## 地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和6年度から障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられた。

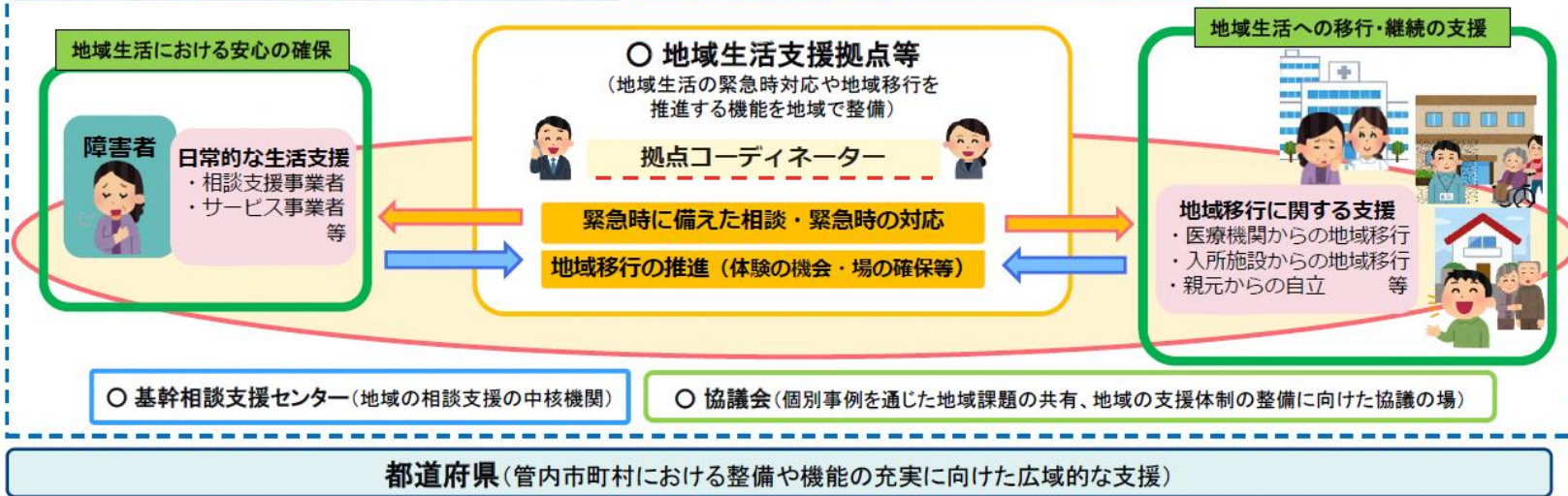
### 【地域生活支援拠点等が担うべき機能（改正後の障害者総合支援法第77条第3項）】

- ① 居宅で生活する障害者等の、障害の特性に起因して生じる緊急の事態における対処や緊急の事態に備えるための相談に応じること、支援体制の確保のための連携や調整。緊急時における宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保
- ② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や、その為の相談や情報提供、関係機関との連携・調整等
- ③ 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等

- 市町村は、特に、既存のサービス・体制のみでは対応が難しく、市町村が中心となって有機的な連携体制の構築も含め対応が必要となる、地域における生活への移行及び継続を希望する障害者等に対して、上記の機能を整備する。
- 都道府県は、管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な見地からの助言、その他の援助を行う。

### 本人・家族等の支援のネットワーク(イメージ)

市町村(整備・設置主体) \* 複数の市町村で共同設置可



参考：厚生労働省

# 地域生活支援拠点等とは...

- 地域生活支援拠点等とは障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障がいにも対応できる専門性を有し、地域生活において、障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図るもの
- この圏域では複数の事業者が分担して機能を担う「面的整備」で整備を進めており、緊急のときや対応が難しいケースを1つの事業所だけで抱えるのではなく、地域全体で支える仕組みを作っていくものとする

⇒点や線から円・面で支える仕組みづくり

- そのために地域でできることをやっいてこうと趣旨にご賛同いただける事業所（登録事業所）を募り、ネットワーク（円や面）を作っていく
- 緊急時に困りそうな対象者を、事態に陥る前にどう対応していくかを相談支援専門員などの「個」で抱えるのではなく「協力者」を作っていくためのツールとしてこのネットワークを構築していきたい

⇒緊急時を緊急時にしない事前の体制づくり

# 地域生活支援拠点等とは...

- 面的整備のイメージ



# 参考：事業ごとで担っていただきたい機能（北埼玉地域）

## 北埼玉地域 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所

### 【拠点が担う5つの機能】

- (1)相談機能：緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に必要なサービスのコーディネートその他必要な支援を行う機能
- (2)緊急時の受入れ・対応：緊急時の受入れ体制・平常時から調整する役割を担う者を置く等した上で、介護者の急病等による緊急にの受け入れ・医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
- (3)体験の機会・場：地域移行や親元からの自立等に当たって、障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
- (4)専門的人材の確保・養成等：医療的ケア児や行動障害を有する児者、高齢化に伴い重症化した障がい者等に対し、専門的な対応ができる支援体制の確保や人材の養成等の整備を進めていく機能
- (5)地域の体制づくり：地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

### 【各サービス事業所に担って頂きたい機能】 ※○印は「担って頂きたい機能」を指しています。○印がある＝加算が付く、というものではありません。ご了承下さい。

機能	計画 相談	障がい 児相談	一般相談		自立生 活援助	短期 入所	共同 生活 援助	療養 介護	施設 入所	居宅 介護	重度 訪問	同行 援護	行動 援護	重度 包括	自立訓練			就労 移行	就労A 型	就労B 型	就労 定着	就労 選択	生活 介護	
			地域 移行	地域 定着											宿泊型	生活 訓練	機能 訓練							
相談機能	○	○																						
緊急時の受入れ・対応	○	○	○ 加算なし	○	○	○	○ 短期入所	○ 加算なし	○ 短期入所	○	○	○	○	○ 短期入所	○ 加算なし	○	○	○	○	○	○	○ 加算なし	○	○
体験の機会・場			○ 加算なし	○ 加算なし			○ 加算なし		○ 地域移行 必須						○ 加算なし	○ 加算なし	○ 加算なし	○ 地域移行 必須	○ 地域移行 必須	○ 地域移行 必須	○ 加算なし	○	○ 地域移行 必須	
専門的人材の確保・養成等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
地域の体制づくり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※「専門的人材の確保・養成等」「地域の体制づくり」に関しては、現行で加算はありません。しかし、各機関が横の繋がりを持ち、連携し合う事で質の向上を図ると共に、地域作りに根差していく事を目指しています。そうして初めて機能する事業ですので、是非、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

※現行では、共同生活援助に加算はありません。短期入所を併設している事業所が緊急時の受入れとして、短期入所を活用して頂いた場合に加算が付く形となります。

# 拠点コーディネーターとは...

## ➤ 定義

拠点関係機能から構成されるネットワークの運営や機能の充実等の総合調整を図り、情報連携等を行う

## ➤ 要件

①協議会への参画又は運営の実績など、地域における相談支援体制や障がい福祉サービス提供体制の構築等について、一定の知識及び経験を有する者

②障がい者等に対する相談支援や地域移行に係る支援等に相当機関従事するなど、地域生活・障がい者等への支援について一定の知識及び経験を有する者

③その他社会福祉士など障がい者支援に関する一定の知識及び経験を有する者

## ➤ 業務イメージ

- ・拠点関係機関との日ごろからの情報連携や協議会への参画
- ・各事業所と日頃から情報連携を行いながら緊急受入体制の構築を図るとともに、地域生活支援拠点等の機能を担う機関の拡充を図る
- ・障がい福祉サービス等を利用していない対象者の緊急時に備えた相談、緊急時の対応を行う
- ・対象者に計画相談支援や障害児相談支援が行われている場合は、相談支援専門員とともに受け入れ先を探す、対応方法を一緒に考える

# 緊急対応のための登録

## ➤ 事前登録

介護者が急病や事故などのやむを得ない突発的な理由により、残された本人が居宅で生活を維持できないなどの緊急時に対応するために、必要な支援や情報をあらかじめ想定しておくもの

## ➤ 対象者

- ・ 障害者総合支援法第4条第1項に規定する障害者
- ・ 障害者総合支援法第4条第2項に規定する障害児
- ・ その他必要と認める者

## ➤ メリット

- ・ 緊急時連絡票を作成することで、事前に必要な支援を一緒に考えることで、サービスの利用体験の活用等、緊急時に備えることができる
- ・ 今まで相談支援員が行ってきた緊急時対応を、基幹相談支援センター・拠点コーディネーターと一緒に考えることができる
- ・ サービスにつながっていない障がい者等に、サービスを考える機会を持つことができる

# 児童発達支援センターとは...

## 地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き 概要②

### ○ 児童発達支援センターの位置づけ

改正児童福祉法が令和6年4月より施行され、児童福祉法において児童発達支援センターの役割は以下のとおり位置づけられており、法的にも地域における障害児支援の中核としての役割を求められるものとされている。

#### 児童福祉法43条

児童発達支援センターは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術が必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設とする。

### ○ 児童発達支援センター等に求められる4つの中核機能

児童発達支援センター等に求められる4つの中核機能と期待される役割は以下のとおり。

#### 中核機能①

##### 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

こどもの発達全般や障害特性・行動特性等をアセスメントし適切なアプローチを行うとともに、成人期を見据え乳幼児期から段階的に必要なアプローチを行う視点、障害の有無に関わらずこどもの育ちに大切な遊びを通じて支援する視点、子育て支援の観点を持ちながら、幅広くどのようなこどもも受け入れることはもとより、地域の中で受け入れ先を確保するのが難しい等、高度な専門性に基づく発達支援・家族支援が必要な障害のあるこどもや家族にも、必要に応じ多職種で連携しながら適切な支援を提供する機能

#### 中核機能②

##### 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能

地域の障害児通所支援事業所に対して、地域の状況、地域で望まれている支援内容の把握、事業所との相互理解・信頼関係の構築を進め、対応が困難なこども・家族をはじめとする個別ケースへの支援を含めた事業所全体への支援を行っていく機能や、事業所向けの研修・事例検討会等の開催、地域における事業所の協議会の開催や組織化等を通じ、地域の事業所の支援の質を高めていく機能

#### 中核機能③

##### 地域のインクルージョン推進の中核機能

保育所等訪問支援やスーパーバイズ・コンサルテーションにより、地域の保育所等における障害のあるこどもの育ちの支援に協力するとともに、障害のあるこどもに対する保育所等の支援力の向上を図る等、保育所等への併行通園や移行を推進したり、広報や会議、研修等の機会を活用したインクルージョンの重要性・取組の発信・周知を進めていく機能

#### 中核機能④

##### 地域の発達支援に関する入口としての相談機能

発達支援の入口としての相談に適切に対応し、必要に応じ適切な支援につなげる観点から、障害児相談支援の指定又はそれに準ずる相談機能を有することを基本としつつ、乳幼児健診や親子教室等の各種施策及びその実施機関等とも適切に連携しながら、家族がこどもの発達に不安を感じる等、「気づき」の段階にあるこどもや家族に対し、丁寧に発達支援の入口としての相談に対応していく機能

参考：こども家庭庁

# 4つの中核機能

中核機能	具体例
①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能	<ul style="list-style-type: none"><li>・多様な専門職在籍による高度な専門的支援の実施</li><li>・食事提供に伴う「食育」の実施</li><li>・ペアレントトレーニングやソーシャルスキルトレーニングの開催</li></ul>
②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能	<ul style="list-style-type: none"><li>・児童通所事業所連絡会との連携、ネットワーク構築</li><li>・事業所向け研修の実施</li></ul>
③地域のインクルージョン推進の中核機能	<ul style="list-style-type: none"><li>・保育所等訪問の実施</li><li>・地域の保育所等との連携、ネットワーク構築</li></ul>
④地域の発達支援に関する入口としての相談機能	<ul style="list-style-type: none"><li>・基幹相談支援センターやこども家庭センター等の関係機関との連携体制により「気付き」の段階にあるこどもや家族を適切な支援につなげる</li></ul>

# 制度の協力や事業・施設の周知

	地域生活支援拠点等	児童発達支援センター
R7.10	施設設置法人による説明会（事業者・利用者向け）	
R7.12	事業者によるグループホーム利用者個別説明会	
R8.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホーム利用希望者申込</li> <li>・行政による事業者説明会（拠点事業協力・緊急時登録）</li> </ul>	事業者による保護者説明会（サービス利用）（～3月）
R8.3	事業者向けに制度の周知と登録の依頼文書送付	
R8.4		児童発達支援センター事業開始
R8.6	地域生活支援拠点等事業開始	
(時期調整中)	広報長岡京で整備等の案内を予定	